

第Ⅰ回吹田市立自然の家指定管理者候補者選定委員会 議事要旨

Ⅰ 開催日時

令和6年8月5日（月）15時～17時

Ⅱ 開催場所

夢つながり未来館（ゆいぴあ） 2階会議室

Ⅲ 審議会次第

（Ⅰ）開会

（Ⅱ）出席者紹介

ア 選定委員会委員の自己紹介

イ 事務局職員の自己紹介

（Ⅲ）委員長及び副委員長の選出について

（Ⅳ）指定管理者の募集等について

ア 指定管理者の募集要項（案）について

イ 指定管理者の優先交渉権者の選定方法について

ウ 選定に係る日程について

エ その他（次回委員会の予定等）

（Ⅴ）閉会

Ⅳ 出席委員（5名）

桑名 恵子

川上 光男

築谷 康夫

岸本 広樹

劔物 康建

Ⅴ 出席者

小川 壽幸（地域教育部 青少年室参事）

前田 隆男（地域教育部 青少年室主幹）

村中 亮平（地域教育部 青少年室主査）

鮎澤 智（地域教育部 青少年室係員）

6 議事録

(1) 開会

- ア 事務局挨拶
- イ 委員の委嘱

(2) 出席者紹介

- ア 選定委員会委員の自己紹介
- イ 事務局職員の自己紹介

(3) 委員長及び副委員長の選出、就任の挨拶

- 委員長 川上委員
- 副委員長 桑名委員

(4) 指定管理者の募集等について

- ア 指定管理者の募集要項（案）について
事務局より説明

募集要項 P.16 18 応募にあたっての提出書類 (1) 提出書類

(委員)

市役所が文書を作成する時の規則になっているかもしれないが、わかりにくい箇所がある。

例えば、P.16に「次の（ア）から（キ）までの点に留意し、指定期間にわたって作成してください。」という記載があり、下の段落に（ア）から1つずつ列挙されているが、わかりにくい。

訂正できるかわからないが、①などに変えることはできないのか。読みにくい。

(事務局)

市役所で文書を作成する時は、1→(1)→ア→(ア)の順となっています。
御指摘のとおり見にくいので、表にするなど見やすくなるように変更します。

募集要項 P.11 2 募集に際しての基本条件 (1) 応募資格

(委員)

応募資格の要件として（ク）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員又はその密接関係者」に該当しないことを条件として挙げている。仕事で契約書を作成する場合、もっと多くの項目を記載している。

「元暴5年条項」で暴力団を離脱しても、おおむね5年間は暴力団関係者とみなされる

というものがあるが、そういったところまではわからない。指定管理者全員が関係しない
ということはこの（ク）の記載で読み取るのか。

（事務局）

様式第2号「応募資格を満たすことの誓約書」を提出していただきます。この誓約書
で担保させていただいています。

（委員）

守っていなかった場合は、取消などになるのでしょうか。

（事務局）

はい。応募資格を失うことになります。

募集要項 P.19 20 指定管理者候補者等の選定（2）選定項目

（事務局）

「7 団体の所在地等が本市内であること、また、本市内で施設の設置目的に関連した
事業等の実績があること」の評価項目は、前回の募集時には選定委員会の意見を踏まえて
含めませんでした。その項目をどうするかなど、全体として意見をいただきたい。

（委員）

吹田市内にある施設が、指定管理制度による運営を行う場合は、吹田市に貢献している
ということで項目に含めると思うが、施設の所在地が高島市ということで高島市で活躍さ
れている企業の方が良い場合もある。

あまり吹田市内というのは重視しなくても良いのではないかな。

（事務局）

他の委員も同意見ということですので、7の項目は削除します。なお、評価項目の合計
点数を100点とするには、7の項目の5点はどこかの項目に加算する必要があるので、
ご意見をいただきたい。

（委員）

自然の家は、野外活動をする宿泊施設であるので、災害対応、施設の安全管理の項目を
5点から10点にするのが良いと思う。

（委員）

キャッシュレス決済の具体的取組が5点となっているが、5点は大きい。

(事務局)

キャッシュレス決済については、募集要項上にどのように記載するか担当部署と調整中です。使用料の支払いでクレジットカード払いなどの後払いが法律上認められていないので制限があることも課題になっています。

(委員)

クレジットカードも含めて使えるのならよいが、プリペイド方式に限るなどの制約があるので、評価項目に必要なかどうかだと思う。

(委員)

キャッシュレス決済は、市の方針として吹田市の色々な施設で導入されているため、評価項目に入れたのだと思う。

(委員)

キャッシュレス決済は、「サービス向上のための具体的な手法、期待できる効果」の評価項目で評価できると思う。

(事務局)

他の施設は施設の使用料のみ徴収する場合がありますが、自然の家は施設の使用料以外にも食堂の食事代や物販など、指定管理者の売上として徴収する部分があります。市に入るお金と指定管理者に入るお金と別々に徴収し、管理しないといけません。現状では、事務が煩雑になるため、導入は見送っています

(委員)

そういった事情もあるのであれば、評価項目からは外した方が良くと思う。

(委員)

「Ⅰ 市民の平等な利用が確保されること。」の中の「ア 施設の管理運営を実施する際の基本方針」の項目を５点から１０点にするのが良いと思う。目指すところは単に安く泊まれる施設ではないので、ここが１番大きいと思います。キャッシュレス決済は項目から外して、その分の５点を加算すれば良いと思う。

(委員長)

それでは、委員の皆様からいただいた意見をもとに評価項目と点数を修正させていただきます。

「キャッシュレス決済の具体的取組」と「団体の所在地等が本市内であること」の項目

を削除し、その分を「施設の管理運営を実施する際の基本方針」と「安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策」に各々5点加算します。

よろしいでしょうか。

(各委員)

了承

(事務局)

関係課と協議した結果、キャッシュレス決済を市の方針として絶対に入れないといけないということになれば、「サービス向上のための具体的な手法、期待できる効果」の評価の視点の中に入れさせていただいてよろしいでしょうか。

(各委員)

了承

イ 指定管理者の優先交渉権者の選定方法について

事務局より説明

ウ 選定に係る日程について

事務局より説明

(委員)

選定の時のプレゼンテーションは提案書に基づき行われるのでしょうか。パワーポイントを使ったりするのでしょうか。

パワーポイントを使うと上手い下手があり、印象が変わってくるので、前回はなしにしたと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

自然体験交流センターの指定管理者を募集する際は、選定委員会で議論いただき、パワーポイントによるプレゼンテーションも可能としました。プレゼンテーションを専門に引き受ける業者もあると聞いていたので、出席は3名以内とし、社員以外の参加不可という条件をつけました。

今回も、実際に評価する委員の皆様で協議し、可否を決めていただけたらと思います。

(委員)

初めてなのでわからないのですが、書面でもかなり差が出るものなのでしょうか。

(事務局)

書類の量は業者によって異なります。詳細まで提案内容を記載しているところもあれば、短い文章で書いているところもありました。

(委員)

ジョイントベンチャーからも応募はあるのでしょうか。

(事務局)

例えば、建物の管理が得意な事業者と青少年向けの活動が得意な事業者など、2つ以上の企業が合同で応募することも認めていますので、応募がある可能性はあります。

(委員)

プレゼンの考え方は、自然体験交流センターを参考にしてパワーポイントも認める形で良いと思います。

(委員長)

それでは、自然体験交流センターのように条件を付してパワーポイントも認める形でよろしいでしょうか。

(各委員)

了承

エ その他（次回委員会の予定等）

事務局より説明

→会議終了後、第2回選定委員会は10月25日（金）に決定。

(事務局)

本日、委員の皆様からいただきました意見等について、もう一度事務局で整理させていただきます。募集要項に反映させていきたいと思っております。

また、本日配付していませんが、募集要項に基づき、仕様書など業務の詳細を示した管理運営基準も完成しましたら、公表前に皆さまにお示しさせていただきます。

PayPayの取扱いなど、確認中の内容については、市全体でどう書くかということを確認させていただいて、公表前までに委員長の了承を得て修正させていただきます。

8月21日から募集要項を配布、公表するというところで、それまでに募集要項を再度、点検しまして、例えば誤字脱字がないか、わかりにくいところがないかということも点

検していきたいと思っています。

その際、文言の整理とか、誤字脱字とかが見つかったときや、文章の表現は変わるけども、趣旨は変わらないなどの軽微な修正、変更につきましては、もし見つかりましたら、委員長と事務局で決めさせていただいて、皆様に報告ということで対応させていただきたいと思います。

最後に、本選定委員会につきましては、吹田市立自然の家条例第12条7におきまして、「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」と定めてありますのでよろしくお願いいたします。

また、本件応募に関して、「選定委員、吹田市職員に直接又は第3者の代理を通しての接触をしないこと。」について、誓約書を応募者が提出していただくことになっておりますので、選定委員の皆様も御留意していただくようよろしくお願いいたします。

以上です。

(委員長)

事務局の報告にありましたが、確認中の項目と誤字脱字などの軽微な修正については、事務局と私で確認して、決定させていただくことでよろしいでしょうか。

(各委員)

了承

(5) 閉会

(委員長)

以上をもちまして、本日の選定委員会は終了といたします。

委員各位におかれましては、長時間にわたり議事進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上